

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
篠原小学校 給食室給湯器更新委託
- 2 履行場所
横浜市港北区篠原東3-27-1
横浜市立篠原小学校
- 3 契約日
令和8年4月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年4月3日から令和8年4月10日まで
- 5 契約金額
959,706円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社 森川工業
神奈川県横浜市旭区中白根 3-24-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室の給湯器が経年劣化により故障し使用不能となったうえ、修理対応も不可であったことから、新規更新の必要が生じた。加えて、油汚れの洗浄が困難となるなど衛生面に支障を来す恐れがあり、給食開始前までに給湯設備を復旧させる必要があったため、緊急に対応可能な業者へ随意契約により依頼した。

- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立篠原小学校